



外国人材の採用で 未来への架け橋に

会社概要

Overview

商号 協同組合ユニグループ

法人番号 4220005008145

法人住所 石川県金沢市北森本町ル17番地2号

設立 2016年12月21日

代表理事 田井 仁

従業員数 理事3人 監事1人 職員4人

事業内容 技能実習制度における人材紹介事業

監理団体許可番号 許187000400

許可年月日 2019年6月5日

特定技能制度における人材紹介事業

登録支援機関許可番号 20-登-004898

登録年月日 2020年8月6日

無料職業紹介事業

無料職業紹介事業届出番号 17-特-000047

組合沿革 平成30年2月 石川県かほく市事務所設立

令和2年8月 石川県金沢市元町に事務所移転

令和4年7月 石川県金沢市本江町に事務所移転

令和5年7月 石川県金沢市北森本町に事務所移転

UNI 協同
組合 ユニグループ

〒920-3117 石川県金沢市北森本町ル17番地2号

TEL : 076-287-6707

WEB : <http://www.uni-group.jp/>

homepage Instagram



特定技能制度概要 在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：382,341人（令和7年12月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：7,955人（令和7年12月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（19分野）
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。青字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）

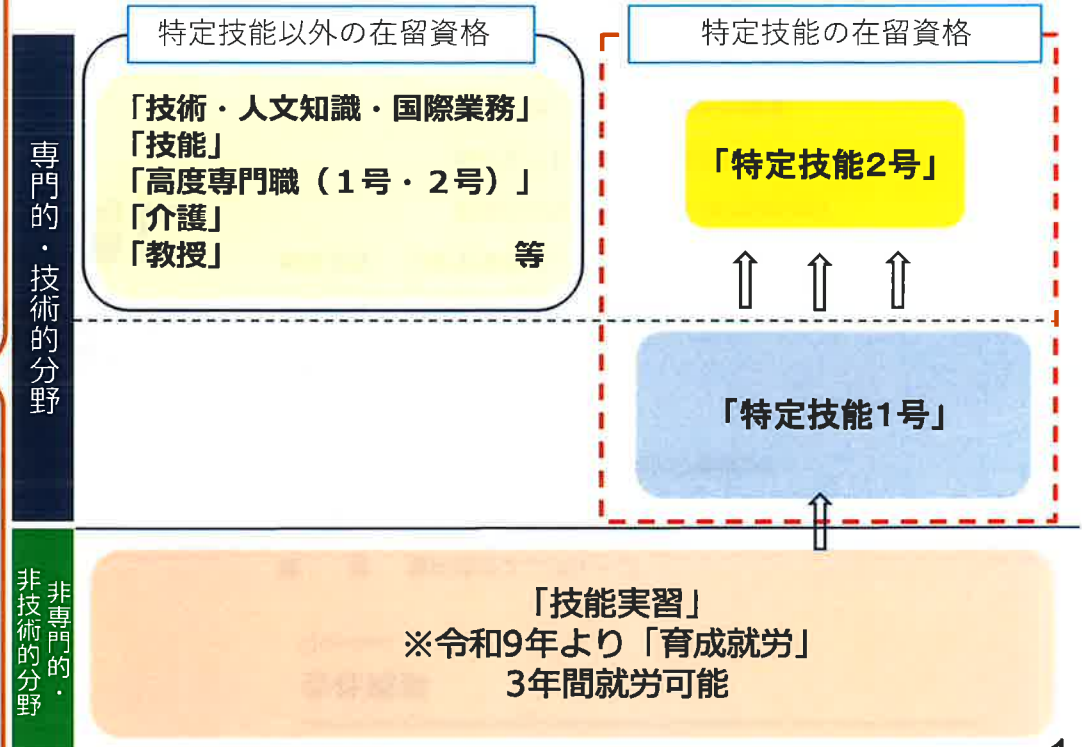
特定技能1号のポイント

在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 ※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（A2.2相当以上）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
受入れ見込数(上限)	分野ごとに設定あり（全分野で80万5700人（令和11年3月末まで））

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験（B1相当以上）で確認 ※令和9年4月1日から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
受入れ見込数(上限)	設定なし

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分（1/2）

特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等										業務区分				
	1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能1号		特定技能2号						
	技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準					
厚労省	介護		A2.2相当以上及び日本語学習プラン(B1相当以上の場合は不要)	2年	A2.2相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験（日本語）	介護特定技能評価試験（技能）等	A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験（日本語）	/		介護	【1業務区分】		
	ビルクリーニング	育成就労評価試験（初級）		1年	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験						特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）	B1相当以上	ビルクリーニング	【1業務区分】
	リネンサプライ														
経産省	工業製品製造業	育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）	A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3級）又は特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験及びビジネスキャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）又は技能検定（1級）	B1相当以上	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・フレハブ住宅製品製造 ・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造 ・かばん製造	【17業務区分】		
建設			育成就労評価試験（専門級）又は技能検定（3級）			特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）						特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	【3業務区分】	
造船・船用工業			育成就労評価試験（初級）			育成就労評価試験（専門級）						特定技能1号評価試験又は3級の自動車整備士の技能検定	特定技能2号評価試験、2級の自動車整備士の技能検定（自動車整備の業務区分の場合）又は自動車中休・電子制御装置整備士の技能検定（車体整備の業務区分の場合）	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器	【3業務区分】
国土省	自動車整備											・自動車整備 ・車体整備	【2業務区分】		
	航空	/		/		/		/		特定技能2号評価試験又は航空従事者技能証明書		・空港クラフトハンドリンク ・航空機整備	【2業務区分】		
	宿泊	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験		特定技能2号評価試験		宿泊	【1業務区分】		
	自動車運送業	/		/		/		/		特定技能1号評価試験及び第一種運転免許（トラック）・第二種運転免許（バス・タクシー）	A2.2相当以上（トラック） B1以上（バス・タクシー） ※乗合バス・タクシーは、日本語ポーター同数の場合、A2.2相当可。（離島・半島の乗合バスは、一定条件下で日本語ポーター不要）		・トラック運転者 ・バス運転者 ・タクシー運転者	【3業務区分】	
	鉄道	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	1年	A2.1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	特定技能1号評価試験又は育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相当以上	特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相当以上				・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃	【6業務区分】	
物流倉庫		A1相当以上	A2.1相当以上		特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上				物流倉庫	【1業務区分】		

制特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分（2/2）

	特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等								業務区分				
		1年経過時		本人意向による転籍		育成就労時		特定技能1号			特定技能2号			
		技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準		技能水準	日本語能力水準		
農水省	農産	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験	B1相当以上	・ 耕種農業 ・ 畜産農業	【2業務区分】	
	漁業					特定技能1号評価試験						・ 漁業 ・ 養殖業	【2業務区分】	
	飲食品製造業	育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）		2年		育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3級）又は特定技能1号評価試験						特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	・ 飲食品製造業 ・ 水産加工業	【2業務区分】
	外食業	育成就労評価試験（初級）		育成就労評価試験（専門級）又は特定技能1号評価試験		特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）						外食業	【1業務区分】	
	林業	技能検定（基礎級）		1年		技能検定（3級）						特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	林業	【1業務区分】
	木材産業	育成就労評価試験（初級）		特定技能1号評価試験		特定技能1号評価試験						木材産業	【1業務区分】	
環境省	資源循環		2年									廃棄物処分業（中間処理）	【1業務区分】	

- ※青字は、新たに特定産業分野及び育成就労産業分野に追加されたもの（令和8年1月23日閣議決定）。新規分野の受入れは、産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後、準備が整い次第の開始を予定。
- ※緑字は、既存分野のうち、新たな業務区分等が追加されたもの（令和8年1月23日閣議決定）。自動車整備分野及び飲食品製造業分野における新たな業務区分は、従前の業務区分（自動車整備及び飲食品製造業）から切り分けたものであるが、令和9年3月31日まで従前の業務区分で受け入れる経過措置を設けることとしている。
- ※特定技能制度及び育成就労制度における労働者派遣は、農業分野及び漁業分野のみ認められる。
- ※特定技能制度における在籍型出向は、航空分野及び鉄道分野のみ認められる。
- ※工業製品製造業分野においては、「機械金属加工区分」、「電気電子機器組立て区分」及び「金属表面処理区分」のみ特定技能2号へ移行可。
- ※育成就労終了時及び特定技能1号に求められる技能水準及び日本語能力水準は同等である。

【日本語能力水準について】

「A2.2」：日本語教育の参照枠A2相当のレベル

「A2.1」：日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

技能実習・育成就労・特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	育成就労(監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「育成就労」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算3年(育成就労終了時の試験不合格者は一定要件の下、再受験のため最長1年間の延長が可能)	通算(妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く)5年(相当の理由があると認められる場合は6年)
外国人の技能水準	なし	就労開始時、1年経過時、終了時(特定技能1号移行時)において段階的に技能水準、日本語能力水準を試験等で確認	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時A2.2レベルの日本語能力要件あり)	なし (介護分野は「日本語教育の参照枠」A2.2相当、鉄道分野(運輸係員の業務区分)はA1以上の日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし	なし
支援機関	なし	あり(監理支援機関) (育成就労外国人と育成就労実施者との雇用関係の成立のあっせんや育成就労実施者に対する監理・指導、育成就労外国人への支援・保護等を行う。主務大臣による許可制)	あり(登録支援機関) (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	通常監理支援機関と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号)(非専門的・技術的分野)	特定技能1号水準の技能を有する人材の育成・確保を目的とした技能修得に従事する活動	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動(専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	やむを得ない場合のほか、育成就労産業分野ごとに設定する転籍制限期間、技能水準及び日本語能力水準を満たす場合に、本人意向による転籍が可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

特定技能 支援計画の概要

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないように関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

分野別運用方針の主要な記載事項

3 人材の基準

(1) 一般的 (※) な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験 (初級)	育成就労評価試験 (初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ 日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。

4 制度の運用に関する重要事項

(1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルク リーニン グ	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限 (「—」は転籍制限期間 が1年の分野)	2年	—	2年	2年	2年	—		—	—	2年	—	—	2年		—	2年	—	—	2年

(2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特：特定技能 育：育成就労)

	介護	ビルク リーニン グ	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定 (許認可等) ※外国人受入れの際 に特に求めるもの	育	特・育	特・育	—	特・育	特・育	特	特・育	—	特・育	特・育	—	—	特	—	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人 への加入等	—	—	特	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特・育	—	—	—	—	—	—
受入れ機関の 受入人数上限	特・育	—	特・育	—	—	—	—	—	特・育	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—
監理支援機関等の範囲	育	—	—	—	特・育	—	—	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

特定技能制度概要 受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。

全部委託すれば1③も満たす。

- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

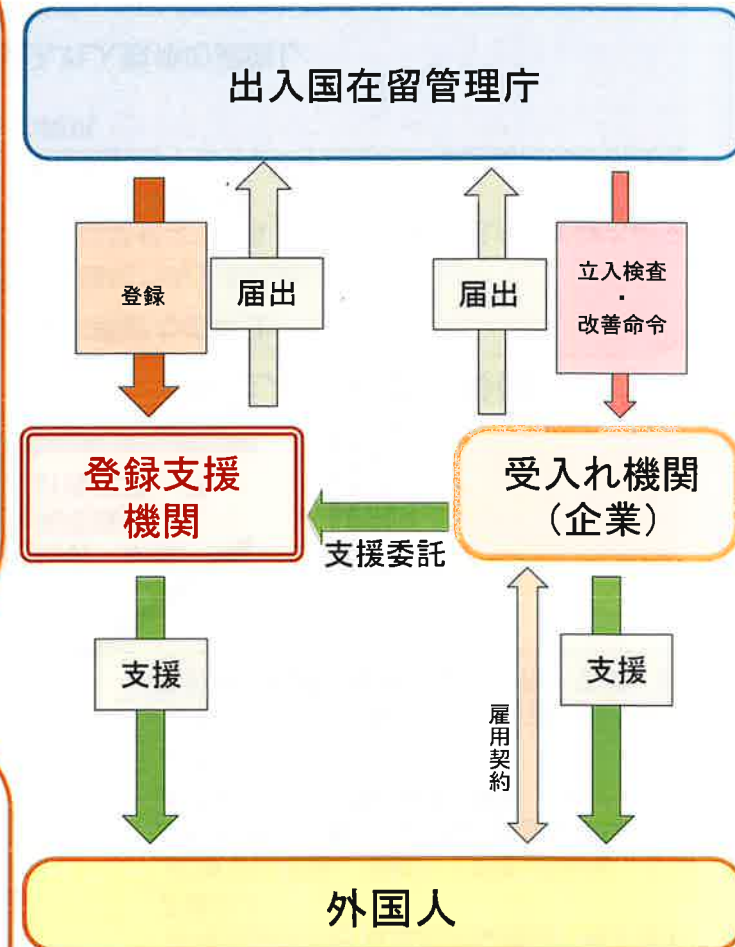
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

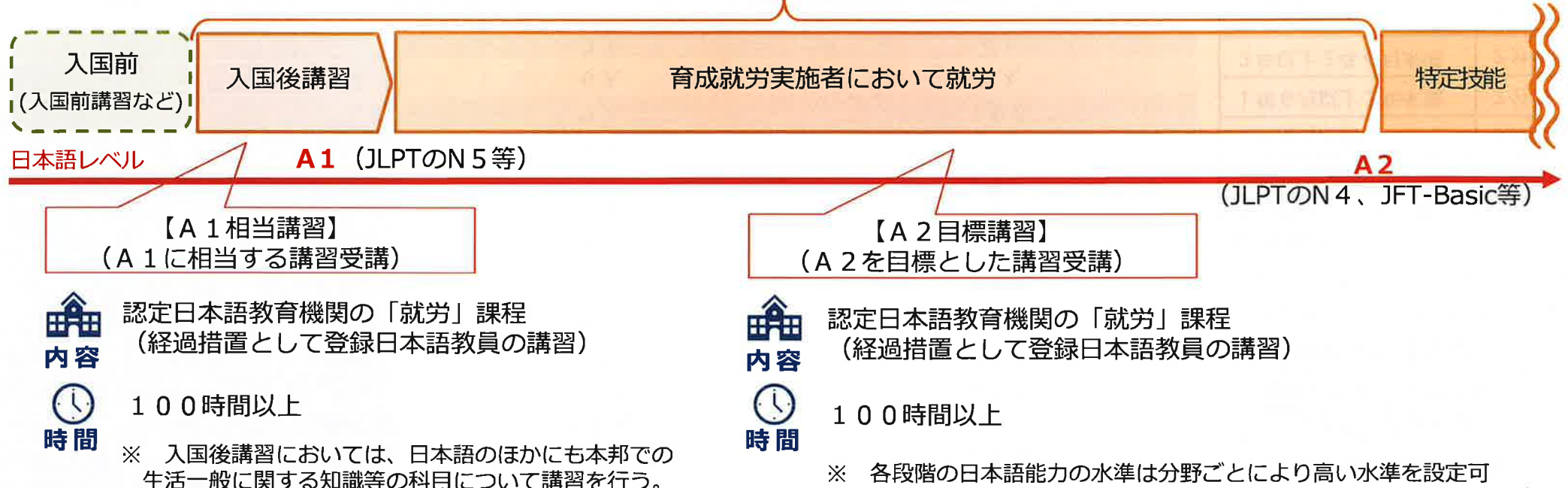
(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



育成就労制度における日本語能力向上のための施策

日本語能力向上のフロー（イメージ）

育成就労（3年間）

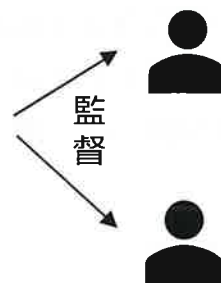


育成就労の目標等

	就労開始前	1年目試験	就労中	育成就労終了まで
技能	—	技能検定基礎級等の合格	—	技能検定3級、特定技能1号 評価試験等の合格
日本語	A1相当の日本語能力の試験の合格 又は相当する講習の受講	A 1相当の日本語能力の試験の合格	A2相当の日本語能力の講習の受講	A 2相当の日本語能力の試験の合格

育成就労を行わせる体制

① **育成就労責任者**
自己以外の育成就労指導員、生活相談員その他の育成就労に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、**過去3年以内に養成講習を修了した常勤の職員**



- ② **育成就労指導員 育成就労の指導を担当**
育成就労を行わせる事業所に所属する常勤の職員であつて、従事させる業務において要する技能について5年以上の経験を有し、**過去3年以内に養成講習を修了した者**
- ③ **生活相談員 育成就労外国人の生活の相談・助言を担当**
育成就労を行わせる事業所に所属する常勤の職員であつて、**過去3年以内に養成講習を修了した者**

育成就労外国人の受入れ人数枠

1. 受入れ人数枠の基本的考え方

- 育成就労実施者の常勤職員の数に応じて受け入れられる外国人の人数の上限が定められる。
- 受入れ人数枠は1年目～3年目までの育成就労外国人の合計に対する上限となる（1号、2号、3号の区分が廃止されたため。）。
- やむを得ない事情により転籍した者、3年を超えて育成就労を延長している者等は、受入れ人数枠の規制に含めないものとする。

2. 監理型の人枠

育成就労実施者の常勤の職員の総数	①一般の育成就労実施者の人数枠 (基本人数枠)	②優良な育成就労実施者の人数枠 (基本人数枠の2倍)
301人以上	育成就労実施者の常勤の職員の 総数の20分の3 (15%)	育成就労実施者の常勤の職員の 総数の10分の3 (30%)
201人以上300人以下	45人	90人
101人以上200人以下	30人	60人
51人以上100人以下	18人	36人
41人以上50人以下	15人	30人
31人以上40人以下	12人	24人
9人以上30人以下	9人	18人
8人	9人	18人
7人	9人	18人
6人	9人	18人
5人	9人	15人
4人	9人	12人
3人	9人	10人
2人	6人	7人
1人	3人	4人

転籍先要件

- 転籍先が優良（技能・日本語能力の育成の実績等に照らして優良）であること。

転籍者の割合

- ①と②の両方を満たすこと。

$$\textcircled{1} \frac{\text{本人意向の転籍者の総数}}{\text{育成就労外国人の総数（転籍後）}}$$

が3分の1を超えないこと。

(※) 転籍者を含めて外国人受入れが6人未満の小規模な受入れ機関は1人まで

初期費用負担

転籍元での育成就労期間	按分率
1年6月未満	6分の5
1年6月以上2年未満	3分の2
2年以上2年6月未満	2分の1
2年6月以上	4分の1

※ 常勤職員数に育成就労外国人及び技能実習生の数は含まない。なお、特定技能などほかの在留資格の外国人は含む。

※転籍元での就労期間に応じた按分率をかけた金額を転籍元育成就労実施者に支払う

技能実習制度の仕組み

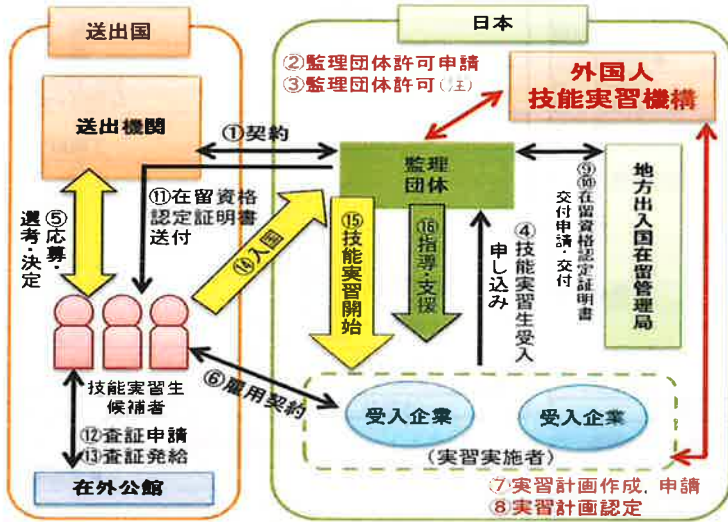
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約45万人在留している。

※令和7年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



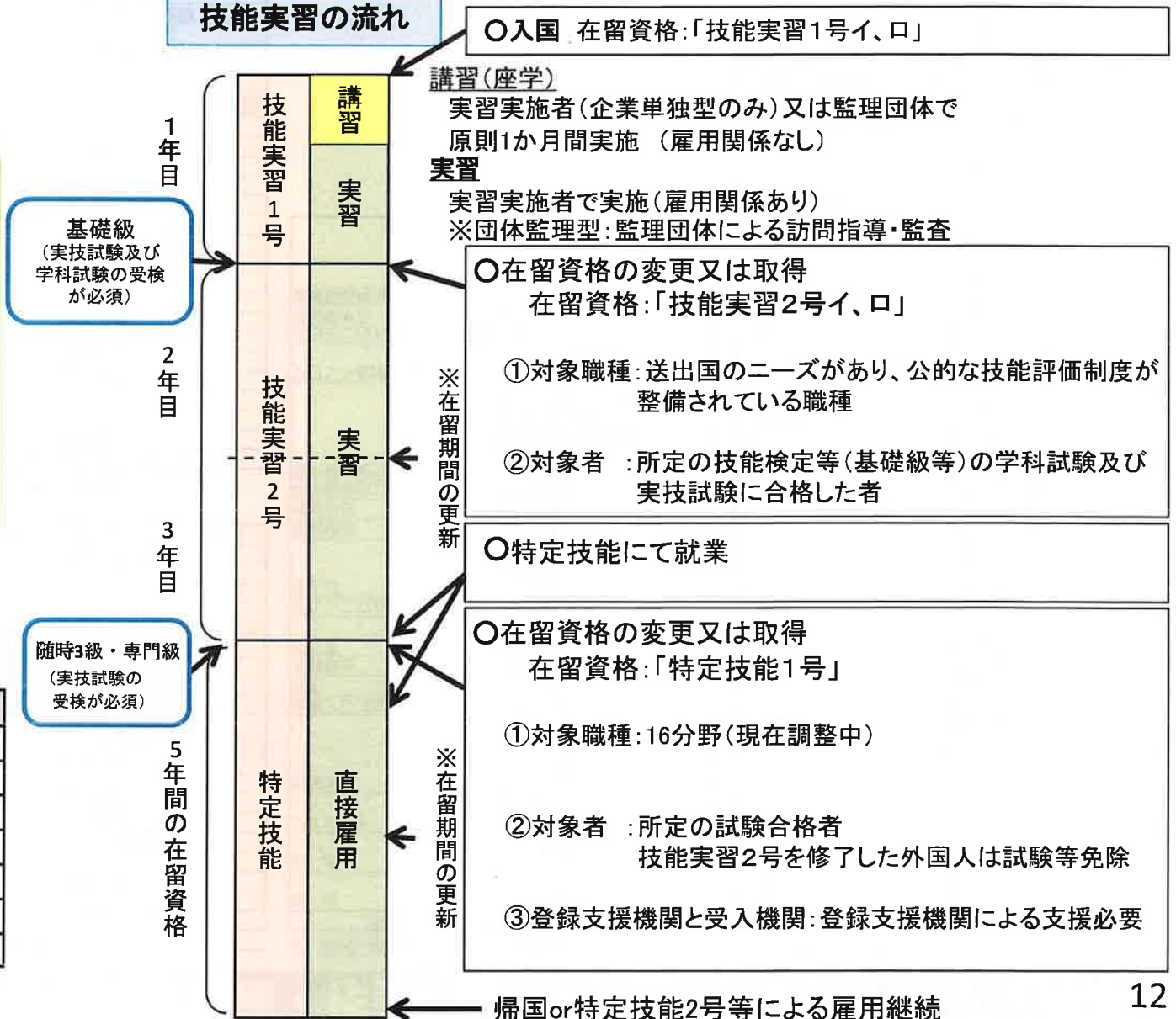
注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

※分野別固有受入人数枠別途有

技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則1か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型:監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種:送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者:所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

○特定技能にて就業

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「特定技能1号」

①対象職種:16分野(現在調整中)

②対象者:所定の試験合格者
技能実習2号を修了した外国人は試験等免除

③登録支援機関と受入機関:登録支援機関による支援必要

※在留期間の更新

帰国or特定技能2号等による雇用継続

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（92職種169作業）

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業 ●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業 ●	養豚
	養鶏
	酪農
	畜産
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業 ●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	養殖業 ●

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工 ●	掘土・整地 構込み 掘削 締固め
築炉	築炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名
食品製造業 ●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
	加熱性水産加工
	食品製造業 ●
	加熟乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
調理加工品製造	
生食用加工品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工 ●	牛豚部分肉製造 牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業 ●	そう菜加工
農産物漬物製造業 ●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造 ●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（14職種23作業）

職種名	作業名
紡績運転 ●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転 ●	含ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染色	仕上げ工程
	糸浸染
ニット製品製造	織物・ニット浸染
	靴下製造
たて編ニット生地製造 ●	丸編みニット製造
婦人子供服製造	たて編ニット生地製造
紳士既製服製造	婦人子供既製服縫製
下着類製造 ●	紳士既製服縫製
寝具製作	下着類製造
カーペット製造 ●△	寝具製作
帆布製品製造	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製 ●	自動車シート縫製
タオル製造 ●△	タオル縫製

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
タイカスト	ホットチャンパタイカスト
	コールドチャンパタイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
	金属プレス加工
鉄工	金属プレス
	構造物鉄工
工場板金	機械板金
	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理仕上げ	陽極酸化処理
	治工仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
	機械検査
機械検査	機械検査
	機械保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	電気機器組立て
プリント配線板製造	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
アルミニウム圧延・押出製品製造 ●△	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
金属熱処理業 ●	引拔加工
	仕上げ
アルミニウム陽極酸化処理仕上げ	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他（21職種39作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷 ●△
製本	製本
	プラスチック成形
	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
強化プラスチック成形	ブロー成形
	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接 ●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
	紙器・段ボール箱製造
箱器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造 ●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	バッド印刷
自動車整備 ●	自動車整備
	ビルクリーニング
ビルクリーニング	ビルクリーニング
	介護 ●
クリーニング ●△	リネンサプライ仕上げ
	一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造 ●	コンクリート製品製造
	宿泊 ●△
RPF製造 ●	RPF製造
	鉄道施設保守整備 ●
ゴム製品製造 ●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
鉄道車両整備 ●	複合積層加工
	走行装置検修・解き装
木材加工 ●△	空気装置検修・解き装
	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港グラントハンドリング ●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス ●△	ボイラーメンテナンス

（注1） ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注2） △のない職種・作業は3号まで実習可能。

（令和8年1月30日時点）